

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成 22 年 5 月 14 日
いわい東農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化に係る措置（方針制定、体制整備、貸付け条件変更等）の実施状況について公表いたします。

1 金融円滑化法に係る基本方針の概要

当組合では、金融円滑化法第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化に係る基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化に係る基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・貸付条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・貸付条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文は、別紙 1「金融円滑化に係る基本方針」をご参照ください。
平成 22 年 2 月 1 日に公表しております。

2 金融円滑化法に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、当組合の金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、金融共済部金融課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化に係る対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化に係る対応状況を把握し、金融共済部金融課へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化に係る取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(注) 体制の概要について、別紙2「J A いわい東中小企業者等金融円滑化対応にかかる全体の管理体制」をご参照ください。

3 金融円滑化法に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1) お客さまからの、金融円滑化に係るご相談の窓口を金融共済部金融課に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化に係る措置に対する苦情については、審査改善室で受付窓口を設置しております。その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。
- (3) 各支店等では、金融円滑化に係る取引の苦情相談内容について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

(注) お客様のためのご相談窓口について、別紙3「金融円滑化へのご相談窓口のご案内」をご参照ください。

4 中小企業のお客さまの事業改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業のお客さまの事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- (1) 金融円滑化責任部署（または、金融円滑化管理協議会等）を中心に、貸付条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

5 中小企業のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況

別表1-1「法第4条に基づく措置の実施状況」のとおり。

6 住宅資金をご利用中のお客さまからの債務の弁済に係る負担軽減の申込み等への対応措置の状況

別表1-2「法第5条に基づく措置の実施状況」のとおり。

以上